

フジッコ株式会社

証券コード：2908

第62回 定時株主総会 招集ご通知

当日のご来場自粛のお願い

ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただき、議決権行使は書面又はインターネット等による事前行使をお願い申し上げます。

株主総会の一部を後日ホームページ上に動画配信いたします。

本株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.fujicco.co.jp/>

お土産のご用意、商品展示会はございません。

🕒 開催日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

📍 開催場所

当社 2階FFホール
神戸市中央区港島中町6丁目13番地4
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

✓ 決議事項

- 第1号議案……………剰余金の処分の件
- 第2号議案……………定款一部変更の件
- 第3号議案……………取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第4号議案……………監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案……………補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

おいしさ、けんこう、
つきつき、わくわく。))



フジコノ心 創造-路

Always Be Creative ~仕事を創造し 商品を創造し 人生を創造する~

私たちの目指す姿

自然の恵みに感謝し 美味しさを革新しつづけ
全ての人々を元気で幸せにする 健康創造企業を目指します

5つの行動指針

会社の持続的な発展とすこやかな社会の実現のために私たちは変わります!

情熱 熱くなれ!
情熱は 周囲を巻き込み 意識と行動を引き出す

変革 変化を歓迎せよ!
知識と感性を磨き 時代の一步先を行け

挑戦 失敗を恐れず 挑戦せよ!
挑戦は 新たな価値を創造する

結束 志を一つにせよ!
決まったことは 実行あるのみ

尊重 謙虚に耳を傾けよ!
互いを尊重する姿勢は 新しい気づきを生む

フジコグループの従業者は この行動指針に基づき
誠実かつ真摯な姿勢で業務に取り組みます



“ニュー・フジッコ”を完遂します！

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第62回定時株主総会を2022年6月23日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。本紙面では、株主総会の議案とフジッコグループの企業活動について掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

2022年3月期は、2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症のパンデミックが引き続き生活に大きな影響をもたらす中、フジッコグループにおきましては、“ニュー・フジッコ”の創造として、「生産性の高い」「経営と商品品質の優れた」「社員が働きがいのある」、新しい強靱な会社づくりを全社一丸となって取り組みました。不採算品目の大幅削減や「残業ゼロ」への取り組みなど大胆な改革を断行し、足元の業績は減収減益の厳しい結果となりましたが、資本効率（ROE）の向上を意識し、株主の皆様には増配、不要資産の売却や自己株式の消却・取得等を進めました。新・中期3か年計画の初年度となる2023年3月期は、「工場運営の改革」「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」に取り組み、“ニュー・フジッコ”の創造を必ず完遂します。

引き続き、株主の皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

フジッコ株式会社
代表取締役社長執行役員

福井 正一

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	3	計算書類	54
株主総会参考書類	7	監査報告書	56
事業報告	22	ご参考	62
連結計算書類	52		

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認いただき、**2022年6月22日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使ください**ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2 場 所	神戸市中央区港島中町6丁目13番地4 当社 2階FFホール
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内



インターネットによるご行使

当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。


詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後6時送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027 (受付時間：午前9時～午後9時)



書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後6時到着分まで



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

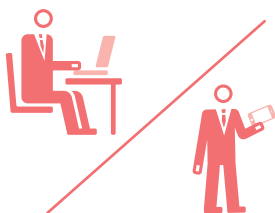
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

- 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット等）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載いたしますのでご了承ください。

 当社ウェブサイト：<https://www.fujicco.co.jp/>



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2022年6月22日（水曜日）

午後6時送信分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
サイト

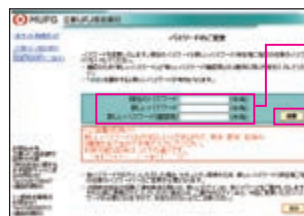
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間：午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当グループは、収益性の向上と財務体質の強化に努め、着実に業績を向上させ、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを最重要課題のひとつとしております。当面の配当方針につきましては、配当性向40%以上の維持を目標とし、株主の皆様のご期待に報いるよう努力してまいります。また、資本効率（ROE）の向上を勘案した自己株式の取得・消却につきましても積極的に検討してまいります。

内部留保資金につきましては、利益ある成長に繋がる研究開発投資、設備投資等に充当いたします。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、1株当たり年間配当金は、中間配当金22円と合わせまして、前期に比べて4円増配の45円、連結での配当性向は63.4%となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 普通配当 23円 配当総額 672,350,605円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月24日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供措置に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条（株主総会資料の電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条（株主総会資料の電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関に関する変更

- ① 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議で行うことができるよう、変更案第44条（剰余金の配当等の決定機関）及び第45条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）、第45条（期末配当金）及び第46条（中間配当金）を削除するものであります。
- ② 上記の現行定款第6条（自己の株式の取得）の削除につき、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役に関する変更

- ① 会社法の規定に基づき補欠の監査等委員である取締役を選任することができる旨を定款上も明確にするため、変更案第20条（取締役の選任）第4項を新設するものであります。
- ② 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を伸長するため、変更案第20条（取締役の選任）第5項を新設するものであります。
- ③ 現行定款第23条（取締役の任期）第3項の趣旨をより明確にするため、文言を追加するものであります。

(4) その他の所要の変更

その他、上記の各変更に伴う条数及び字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第14条 【条文省略】</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【新 設】</p> <p>第16条～第20条 【条文省略】</p>	<p>【削 除】</p> <p>第6条～第13条 【現行どおり】</p> <p>【削 除】</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第19条 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 【条文省略】</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>3. 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>第22条 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 【条文省略】</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第24条～第44条 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 【現行どおり】</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. 【現行どおり】</p> <p>4. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員を選任することができる。</p> <p>5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第21条 【現行どおり】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 【現行どおり】</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条～第43条 【現行どおり】</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新 設】</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>第48条 【条文省略】</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の剰余金の配当（以下「配当金」という。）の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>第47条 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第56回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第56回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 【現行どおり】</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 第62回定時株主総会決議による変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款第14条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第62回定時株主総会決議による変更前の定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	<p>(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに関する経過措置)</p> <p><u>第3条 第62回定時株主総会決議による変更前の定款第6条（自己の株式の取得）の削除は、2022年11月16日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の規定に基づき第62回定時株主総会決議による変更前の定款第6条（自己の株式の取得）の削除の効力が発生した日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	地位	取締役会出席状況
1	ふく い まさ かず 福井正一（満59歳）	再任	代表取締役社長執行役員	100%（14回／14回）
2	いし だ よし たか 石田吉隆（満61歳）	再任	取締役専務執行役員	100%（14回／14回）
3	あら た かず ゆき 荒田和幸（満58歳）	再任	取締役上席執行役員	100%（14回／14回）
4	てら じま ひろ み 寺嶋浩美（満57歳）	再任	取締役上席執行役員	100%（12回／12回）
5	お ぜ あきら 小瀬昉（満75歳）	再任 社外 独立	社外取締役	100%（14回／14回）
6	いけ だ じゅん こ 池田純子（満71歳）	再任 社外 独立	社外取締役	100%（12回／12回）

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員

(注) 候補者番号4の寺嶋浩美氏及び候補者番号6の池田純子氏は、2021年6月23日開催の第61回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の候補者と異なります。



候補者
番号 **1**

ふく い まさ かず
福井 正一

1962年9月11日生（満59歳）

再任

所有する当社の普通株式数
1,021,863株

取締役会出席状況
100% (14回/14回)

取締役在任期間
26年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	当社入社	2004年 6月	当社代表取締役社長
1996年 6月	当社取締役	2021年 6月	当社代表取締役社長執行役員
2000年 6月	当社常務取締役		現在に至る
2002年 6月	当社専務取締役		

取締役候補者の選任理由

福井正一氏は、2004年6月に当社代表取締役社長に就任以来、企業価値向上を目指して強いリーダーシップを発揮しており、当グループがグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値を高めるために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。



候補者
番号 **2**

いし だ よし たか
石田 吉隆

1960年12月4日生（満61歳）

再任

所有する当社の普通株式数
7,100株

取締役会出席状況
100% (14回/14回)

取締役在任期間
15年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2021年 4月	当社取締役専務執行役員
2007年 6月	当社取締役		現在に至る
2017年 6月	当社常務取締役		

取締役候補者の選任理由

石田吉隆氏は、営業部門をはじめ開発部門や経営企画部門の要職を歴任しており、豊富な会社経営の経験と能力を当グループの経営に十分に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。



再任

所有する当社の普通株式数
7,500株

取締役会出席状況
100% (14回/14回)

取締役在任期間
4年

候補者
番号 3あら た かず ゆき
荒田 和幸

1964年3月2日生 (満58歳)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2021年 4月	当社取締役上席執行役員 現在に至る
2015年 4月	当社執行役員		
2017年 4月	当社上席執行役員	2022年 3月	当社生産本部長 現在に至る
2018年 6月	当社取締役		

取締役候補者の選任理由

荒田和幸氏は、営業部門やマーケティング部門の要職を歴任しており、食品業界における豊富な経験と高い見識を当グループの経営に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。



再任

所有する当社の普通株式数
3,500株

取締役会出席状況
100% (12回/12回)

取締役在任期間
1年

候補者
番号 4てら じま ひろ み
寺嶋 浩美

1964年11月24日生 (満57歳)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2021年 6月	当社取締役上席執行役員 現在に至る
2016年 4月	当社執行役員		
2021年 4月	当社上席執行役員	2022年 3月	当社イノベーション・ガバナンス・ 人財領域担当 現在に至る

取締役候補者の選任理由

寺嶋浩美氏は、通信販売事業部門やマーケティング部門、人事総務部門の要職を歴任しており、豊富な実務経験と卓越したリーダーシップを当グループの経営に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。



再任 社外 独立

所有する当社の普通株式数
2,000株

取締役会出席状況
100% (14回/14回)

取締役在任期間
2年

候補者
番号

5

お ぜ あきら
小 瀬 昉

1947年3月17日生 (満75歳)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 4月	ハウス食品株式会社 (現ハウス食品グループ本社株式会社) 代表取締役社長	2015年 6月	同社会長 現在に至る
2009年 4月	同社代表取締役会長	2016年 6月	一般財団法人食品産業センター会長 現在に至る
2014年 6月	同社取締役相談役	2020年 6月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

小瀬昉氏は、経営者として、また食品業界での豊富な経験と高い見識を有しており、事業部の運営等について大所高所からの助言をいただいております。引き続き当グループの企業価値向上に繋がる有意義な助言をいただくことを期待したため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。



再任 社外 独立

所有する当社の普通株式数
0株

取締役会出席状況
100% (12回/12回)

取締役在任期間
1年

候補者
番号

6

い け だ じゅん こ
池 田 純 子

1951年4月9日生 (満71歳)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年11月	株式会社プラップジャパン常務取締役	2021年 6月	当社社外取締役
2008年 9月	株式会社ブレインズ・カンパニー 代表取締役社長		現在に至る
2015年11月	株式会社プラップジャパン顧問		

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

池田純子氏は、経営者として、またPR (パブリックリレーションズ) ・広報業界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当グループの広報戦略やマーケティング戦略等について専門性と生活者視点を兼ね備えた客観的な助言をいただくことを期待したため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち小瀬昉氏及び池田純子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員候補者であります。
3. 当社は、小瀬昉氏及び池田純子氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約をそれぞれ継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為 (不作為を含みます。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、保険料は全額当社の負担としております。各候補者の選任が承認された場合、選任された各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役藤澤明氏、石田昭氏は任期満了となります。

また、2022年3月5日に監査等委員である取締役曳野孝氏が逝去により退任したことに伴い、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、2022年4月11日に神戸地方裁判所において、監査等委員である仮取締役として上谷佳宏氏が選任され就任いたしました。監査等委員である仮取締役の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役に選任されるまでとなっております。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号 1

ふじ さわ あきら
藤澤 明

1958年5月16日生（満64歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 当社入社
2018年 6月 当社監査等委員である取締役
現在に至る

取締役候補者の選任理由

入社以来、経営企画部門での豊富な経験を有し、当グループの経営に対する適切な監督を行うことができると判断したため、引き続き監査等委員である取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

再任

所有する当社の普通株式数
3,600株

取締役会出席状況
100% (14回/14回)

監査等委員会出席状況
100% (12回/12回)

取締役在任期間
4年



候補者
番号 **2**

い し だ あ き ら
石田 昭

1948年7月17日生（満73歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 5月	有限責任監査法人トーマツ代表社員 (現パートナー)	2013年 6月	当社社外監査役
2012年 7月	株式会社京写社外監査役 現在に至る	2016年 6月	当社社外監査役退任
		2016年 6月	当社監査等委員である社外取締役 現在に至る

再任 社外 独立

所有する当社の普通株式数
0株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

監査等委員会出席状況

100% (12回/12回)

取締役在任期間

6年

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

公認会計士としての豊富な専門知識や経験を有しており、取締役会等の責務について示唆に富むご意見をいただいております。引き続きその豊富な見識と経験に基づき独立した立場から専門的な助言をいただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。また、その見識と経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者
番号 **3**

う え た に よ し ひ ろ
上谷 佳宏

1954年12月18日生（満67歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	弁護士登録、大白法律事務所（現弁護士 士法人東町法律事務所）入所	2019年 9月	医療法人関越中央病院理事 現在に至る
2000年 4月	兵庫県弁護士会副会長	2022年 4月	当社仮取締役（監査等委員） 現在に至る
2010年 6月	弁護士 現在に至る	2022年 4月	社会医療法人社団愛心館理事 現在に至る

新任 社外 独立

所有する当社の普通株式数
0株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

取締役在任期間

3か月

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な専門知識や経験を有し、その豊富な見識と経験に基づき独立した立場から専門的な助言をいただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。また、その見識と経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者のうち、石田昭氏及び上谷佳宏氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 当社は、藤澤明氏、石田昭氏及び上谷佳宏氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、保険料は全額当社の負担としております。各候補者の選任が承認された場合、選任された各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

第3号議案・第4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

(◎：深い経験のあるスキル・○：経験のあるスキル)

氏名	属性	監査等委員	在任期間	企業経営・経営全般	業界の知見	リスクマネジメント・法務	財務・会計・税務	販売・マーケティング	生産・調達・品質保証	研究・開発・イノベーション	IT・デジタル
福井 正一 代表取締役 社長執行役員			26年	◎	◎	○	○	◎		○	○
石田 吉隆 取締役 専務執行役員			15年	◎	◎	○	○	◎	○	○	
荒田 和幸 取締役 上席執行役員			4年		◎			◎	○		
寺嶋 浩美 取締役 上席執行役員			1年		◎	○		◎			○
小瀬 昉 社外取締役	社外 独立		2年	◎	◎			◎		◎	
池田 純子 社外取締役	社外 独立		1年	◎				◎			
藤澤 明 取締役 (監査等委員)		●	4年		○	○	○				
石田 昭 社外取締役 (監査等委員)	社外 独立	●	6年		○	○	◎				
上谷 佳宏 社外取締役 (監査等委員)	社外 独立	●	3か月			◎					

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者

びとう なおひと
美藤 直人

1968年8月6日生（満53歳）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年10月	美藤直人公認会計士事務所（現美藤直人公認会計士・税理士事務所）代表	現在に至る	2018年1月	監査法人ラットランド社員（パートナー）	現在に至る
2015年6月	サンセイ株式会社社外取締役	現在に至る	2019年7月	株式会社コンステックホールディングス非常勤監査役	現在に至る

社外 独立

所有する当社の普通株式数
0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

公認会計士・税理士としての豊富な経験を有し、その豊富な見識と経験に基づき独立した立場から専門的な助言をいただくことを期待したため、補欠の監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。また、その見識と経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 美藤直人氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 美藤直人氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 美藤直人氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、保険料は全額当社の負担としております。美藤直人氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当社は、当該保険契約を任期中途に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

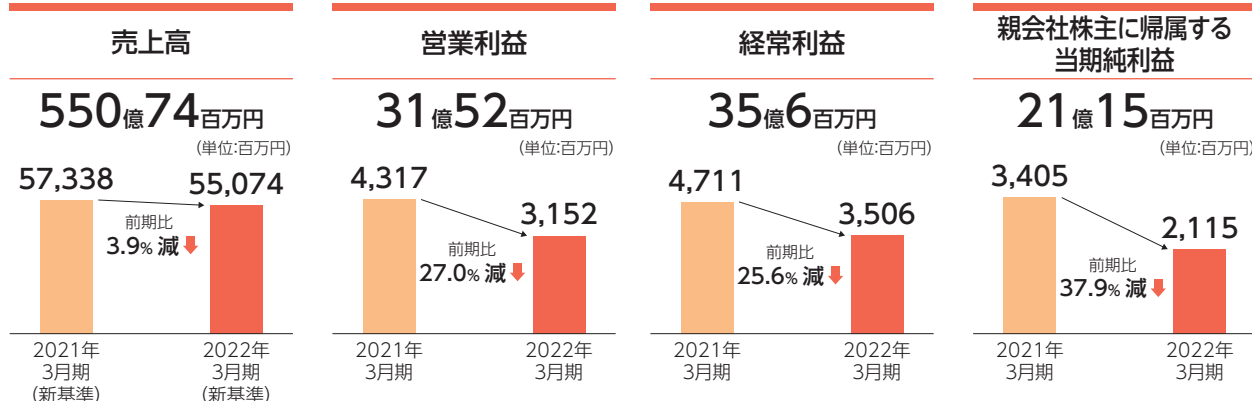
(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果



(注) (新基準)とは、2022年3月期の期首からの「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用した後の実績値であります。参考情報として、前連結会計年度にも当該会計基準等を適用した売上高の実績値を示しております。なお、前期比は2022年3月期実績と当該会計基準等を適用した2021年3月期実績との比較で算出しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。食品業界におきましては、健康志向や巣ごもり需要の高まりが継続し、テイクアウト、通信販売、宅配など多様化するニーズに対する柔軟な対応が求められているほか、原材料価格の高騰やエネルギー費用の上昇など、収益が圧迫される厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、当グループにおきましては、経営品質の優れた“ニュー・フジッコ”の創造に継続して取り組み、「赤字商品等のSKU(商品アイテム数)削減」「取引先(販売先・購買先)の再編」「現金をなくし決済方法のデジタル化」「紙とハンコをなくす」「残業をしない会社に向けた取り組み」などを大胆に進めてまいりました。

研究開発部門におきましては、黒大豆ポリフェノールで2021年11月に「血管のしなやかさの維持」、同年12月には「疲労感を軽減」に関する機能性表示が受理されました。また、「おめさん丹波黒黒豆」が2022年 International Taste Institute(国際味覚審査機構)にて、「優秀味覚賞」三ツ星を獲得いたしました。

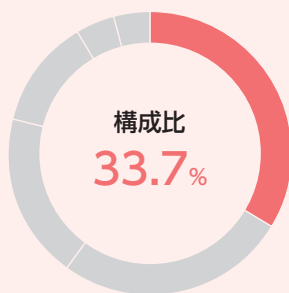
当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、販売促進費等の顧客に支払われる対価について、従来、「販売費及び一般管理費」として処理していた方法を「売上高」から減額する方法に変更しております。この適用により、当連結会計年度の売上高は550億74百万円となりました。

なお、参考情報として、前連結会計年度にも当該基準等を適用した場合の売上高は573億38百万円となります。売上高の増減要因は、デザート製品が前年実績を上回りましたが、惣菜製品、豆製品、昆布製品、ヨーグルト製品が前年実績を下回り、コロナ禍の市場の停滞が当グループの販売実績にも影響を及ぼしました。

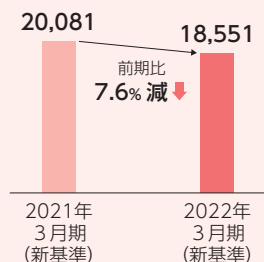
利益面では、これまでの積極的な設備投資による減価償却費の増加や原材料、エネルギー価格の想定を上回る上昇に加え、前述のとおり売上高の減少及び“ニュー・フジッコ”の経営改革を断行中のため、営業利益は31億52百万円(前期比27.0%減)、経常利益は35億6百万円(前期比25.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億15百万円(前期比37.9%減)となりました。

2. 製品分類別売上高の概況

惣菜製品



売上高 (単位:百万円)

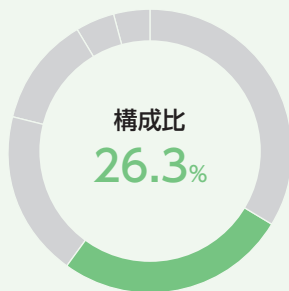


主な内容

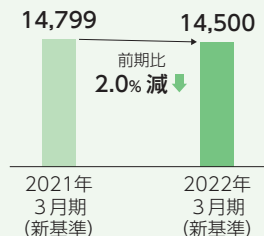
日配惣菜、おかず畑惣菜、調味食品、中華惣菜

惣菜製品では、株式会社フーズパレットが売上回復し、「おばんざい小鉢」シリーズは順調に推移しましたが、収益性改善に取り組む日配惣菜が不採算取引の解消等を政策的に進め、前年実績より11億11百万円下回ったことから、惣菜製品全体の売上高は185億51百万円となりました。

昆布製品



売上高 (単位:百万円)

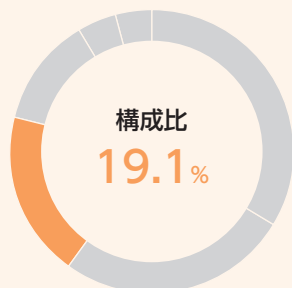


主な内容

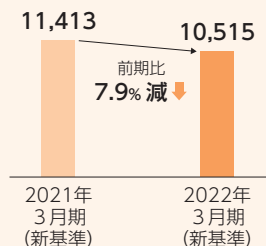
ふじっ子煮、ふじっ子(塩こんぶ)、純とろ、だし昆布

昆布製品では、佃煮は堅調に推移したものの、塩こんぶ、とろろ昆布、だし昆布等のドライ品群が前年実績を下回ったことから、昆布製品全体の売上高は145億円となりました。

豆製品



売上高 (単位:百万円)



主な内容

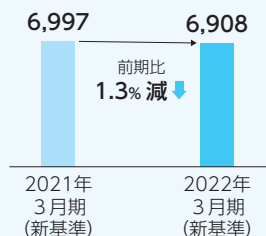
おまめさん、豆小鉢、
水煮・蒸し豆

豆製品では、「丹波黒黒豆」をはじめ「おまめさん」シリーズが好調に推移しましたが、煮豆の品目集約の影響や、新商品「彩り豆」が期待通りの売上が確保できなかったこと、収益性改善を進める水煮・蒸し豆が前年実績を下回ったことから、豆製品全体の売上高は105億15百万円となりました。

ヨーグルト製品



売上高 (単位:百万円)

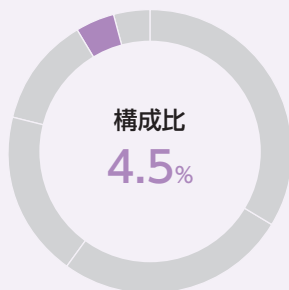


主な内容

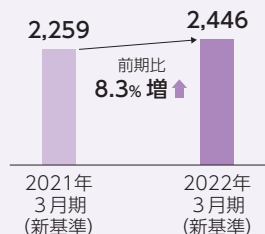
カスピ海ヨーグルト
善玉菌のチカラ (サプリメント)

ヨーグルト製品では、「カスピ海ヨーグルト」は順調に推移し、「まるごと大豆のヨーグルト」も成長したものの、通販チャネルのサプリメント「善玉菌のチカラ」が前年実績を下回ったことから、ヨーグルト製品全体の売上高は69億8百万円となりました。

デザート製品



売上高 (単位:百万円)



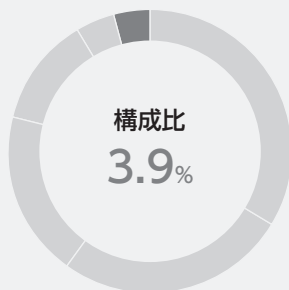
主な内容

フルーツセラピー

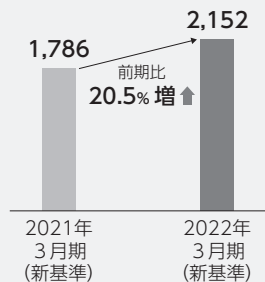
デザート製品では、「フルーツセラピー」シリーズの期間限定商品の投入等により品群全体の活性化に取り組んだことから、デザート製品全体の売上高は24億46百万円となりました。



その他製品



売上高 (単位:百万円)



主な内容

通販商品、機能性素材

その他製品は、通販商品、機能性素材等の販売を行っております。その他製品全体の売上高は21億52百万円となりました。



(注) (新基準) とは、2022年3月期の期首からの「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用した後の実績値であります。参考情報として、前連結会計年度にも当該会計基準等を適用した売上高の実績値を示しております。なお、前期比は2022年3月期実績と当該会計基準等を適用した2021年3月期実績との比較で算出しております。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、16億5百万円となりました。主なものは、関東工場の豆製品生産設備に関する投資であります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資又は社債の発行等による資金の調達はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第59期 2019年 3月期	第60期 2020年 3月期	第61期 2021年 3月期	第62期 2022年 3月期
売 上 高 (百万円)		64,145	66,171	64,204	55,074
経 常 利 益 (百万円)		5,546	4,838	4,711	3,506
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		4,189	3,100	3,405	2,115
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		140円02銭	103円58銭	113円70銭	71円03銭
総 資 産 (百万円)		79,984	81,068	85,209	80,136
純 資 産 (百万円)		66,938	68,376	70,905	69,634
1 株 当 たり 純 資 産		2,234円84銭	2,282円90銭	2,366円94銭	2,389円39銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E0）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
 4. 1株当たり純資産の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E0）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
 5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第62期の期首から適用しております。

6. 対処すべき課題

国内食品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大や世界情勢がもたらす資源価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況下、当グループにおきましては、2022年6月より、原材料価格の高騰やエネルギー費用の増加に対応するため一部製品の値上げを実施し、収益性の改善に取り組んでまいります。

また、2023年3月期を初年度とする新・中期3か年計画がスタートいたしました。新・中期3か年は、「工場運営の改革」「DXの推進」「コーポレートガバナンスの強化」を通じて持続可能な成長に向けた“ニュー・フジッコ”の経営改革を急ぐとともに、一方では、SKU削減後の生産性が高く収益力のある「スター商品」の拡販と「新製品開発と現有ブランドの強靱化」を進め、昆布事業、豆事業の収益基盤を強化しながら、おかず事業、ヨーグルト事業、通信販売事業を成長ドライバーとして、それら事業の拡大に注力いたします。

(ご参考)

◆前・中期3か年計画の振り返り（2020年3月期～2022年3月期）

●定量数値の変化

	2019年 3月期		2022年 3月期
売上高	573億円 <small>(従来基準 641億円)</small>		550億円
営業利益	52億円		31億円
営業利益率	9.1%		5.7%

(注) 2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、参考情報として、2019年3月期にも当該会計基準等を適用した売上高に組み替えた後の経営指標との比較を行っております。

前・中期3か年計画(2020年3月期～2022年3月期)は、創業60周年(還暦)・2020年を控え、「飛躍への加速」をテーマとして昆布・豆の収益基盤を再強化し、更なる成長に挑戦しました。2019年8月に株式会社フーズパレットの買収等により、事業規模の拡大に注力しましたが、高収益体質は大きく揺らぎ始めました。2020年11月7日に創業60周年を迎え、“ニュー・フジッコ”の創造をスタートし、経営品質の向上を第一として、減収にも目をつぶり、利益優先の経営改革を進めました。

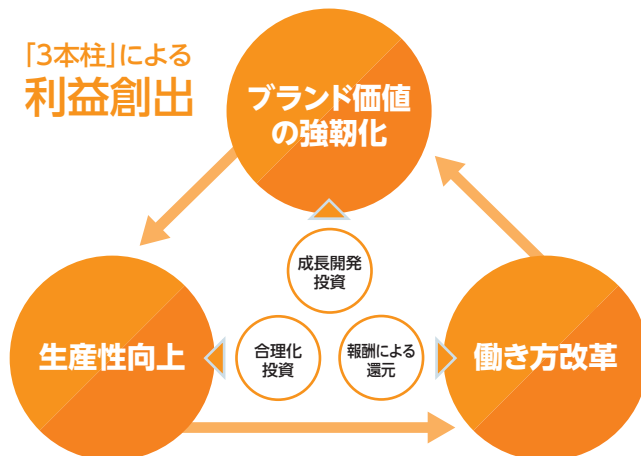
事業規模を示す売上高は、コロナ禍の需要減、“ニュー・フジッコ”の経営改革が重なり、前・中期3か年スタート前夜の2019年3月期実績を割り込む結果となりました。また、2017年3月期から2021年3月期の5期間で老朽化した設備の刷新と合理化のための設備投資を積極的に実施し、その投資総額は283億円となりました。収益性では、相次ぐ大型設備投資からの償却負担と人件費の増加に悩まされ、営業利益率を大きく落とすことになりました。

“ニュー・フジッコ”の取り組み

改革3本柱

コロナ禍、前頁に記載した事業拡大マインドの強い中期3か年計画は大きく揺らぎ、この不確実な時代に生き抜く抜本的な変革を余儀なくされました。2020年より、“ニュー・フジッコ”の創造を決意し、経営品質の向上を第一として利益優先の経営改革を進めてまいりました。

「ブランド価値の強靱化」「生産性向上」「働き方改革」の改革3本柱を掲げ、「赤字商品等のSKU削減」「取引先（販売先・購買先）の再編」「現金をなくし決済方法のデジタル化」「紙とハンコをなくす」「残業をしない会社に向けた取り組み」などを大胆に進め、「働き方改革」については一定の成果がありました。



取り組み進捗と成果

これまで14項目の改革を実行し、12項目が完了又は完了の見込みであります。その進捗については以下のとおりであります。2023年度に改革完了を挑戦目標として、「新製品開発と現有ブランドの強靱化」「工場運営の改革」「DXの推進」「コーポレートガバナンスの強化」を本格的に取り組みます。

項目	状況	取り組み成果	定量成果
①現金ゼロ化	完了	現金出納者の照合・受払業務カット	3.9 億円
②立替払いのクレジット化	ほぼ完了	従業員経費精算入力、経理部支払業務カット	
③社員優待販売を廃止	完了	販売イベント、キャンペーン廃止	
④会社斡旋の仲介業務（財形、保険等）の廃止	完了	斡旋業務にかかる時間カット	
⑤不採算事業の整理	完了	赤字事業の整理により利益改善	
⑥デリカ事業の独立	完了	意思決定のスピードアップ	
⑦遊休不動産の整理	ほぼ完了	保有管理コスト、人件費カット	
⑧決裁制度改革	完了	意思決定のスピードアップ	
⑨仕入先・得意先口座数の半減	ほぼ完了	オンライン受注推進、小口出荷数削減	
⑩預り金ゼロ化	完了	経理利息支払手続き、営業訪問コスト削減	
⑪商品アイテム（SKU）数 50%カット	ほぼ完了	不採算商品の削減	
⑫残業ゼロの取り組み	ほぼ完了	残業代の削減	
⑬工場運営の改革		今後の取り組み課題	
⑭ DX の推進		今後の取り組み課題	

(ご参考)

新・中期3か年計画がスタート！

人口減少と超高齢化の進展により、社会全体の胃袋が縮小。自動化・デジタル化が加速し、緩やかに消費二極化が進むとともに、コロナ後のニューノーマルな生活様式が浸透した社会が予想されます。

フジッコの成長ステップとして、足元は“ニュー・フジッコ”の完成を急ぎます。初年度は、SKU削減後の生産性が高く収益力のある「スター商品」の拡販をテコとして、“ニュー・フジッコ”の改革3本柱である「ブランド価値の強靱化」「工場運営の改革（生産性向上）」「DXの推進（働き方改革）」に取り組むとともに、継続して「コーポレートガバナンスの強化」についても注力いたします。

その後は、改革の成果を既存事業の更なる成長と次世代事業の育成に思い切って投入しますが、持続的な成長に向けては、網羅的に手を広げるのではなく、市場の成長性、市場シェアの動向、販売チャネルの盛衰等を見極め、メリハリのある“選択と集中”で経営リソースの最適配分を徹底いたします。

成長ステップのイメージ



2025年3月期定量目標

生産性向上を追求し続け、
2025年3月期には営業利益率7%台に復元いたします！

売上高

570億円

営業利益(率)

42.5億円
(7.5%)

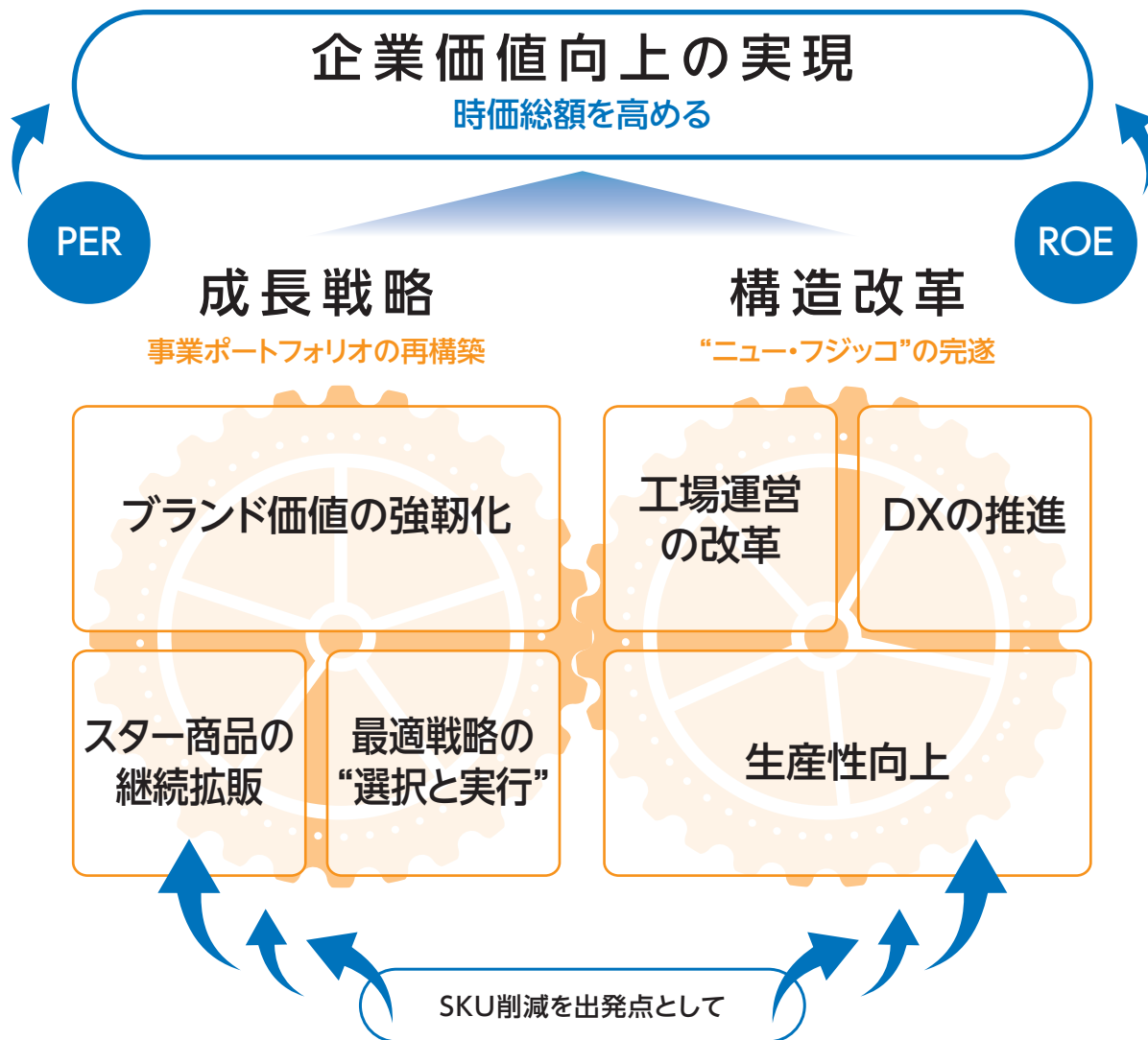
当期純利益

31.5億円

ROE

5%

新・中期3か年計画の戦略イメージ



(ご参考)

◆ 4つの戦略ポイント

① ブランド価値の強靱化

SKU削減後の生産性が高く収益力のある「スター商品」の配荷率アップに注力します。「スター商品」の拡販が業績復元のカギとなり、個々の単品まで物量を高め、味・品質を磨き、収益性の改善を追求する進捗管理を妥協なく進めます。

フジッコのコアビジネスであり、収益源の昆布と豆はシェア拡大を目論みます。一方、市場規模と成長の視点より、おかず事業、ヨーグルト事業、通信販売事業を新・中期3か年の成長ドライバーとします。

また、多様化する「販売チャネル」「顧客」のニーズを的確に捕捉し、時流に適應した新製品の開発に注力いたします。

③ DXの推進（働き方改革）

DXの目的は、サステナブル経営の実現です。

新・中期3か年ではDXを強く推進するため、社長執行役員を委員長とする「DX推進委員会」を発足し、“ニュー・フジッコ”の経営改革の成果をデジタル・ネットワークで繋ぎ合わせて表現することを急ぎます。また、DXの推進を通じて、場所と時間・定型業務から解放された働き方の柔軟性を追求します。

【主要DX課題】

取引制度改革、生産管理システムの高度化、SCMシステムの導入、各種システムの統合と連携、人財データベースの構築、定型帳票のRPA化、部門ホームページの作成による情報共有化

② 工場運営の改革（生産性向上）

SKU削減がすべての構造改革の出発点と位置づけ、工場運営の改革、人員の適正配置、DXの推進、ロジスティック改革を強力に進めます。

コア品群を生産する7工場を複数品群生産工場と単一品群生産工場に二分し、今まで人手のかかっていた食品製造をイノベーションしていきます。計画生産体制の精度を高め、資材搬入から包装、搬出までを自動化と連続化で繋ぎ、デジタル化運営の設計と実現に取り組み改革計画を完成させ、その実現に向けて歩み出します。

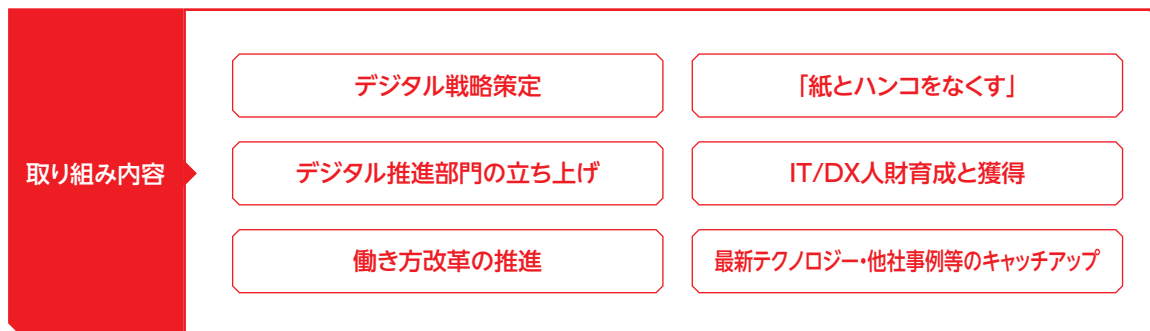
④ コーポレートガバナンスの強化

株主の皆様をはじめ、フジッコグループを取り巻くすべてのステークホルダーからの期待と信頼に応えるため、上場会社の取締役会の責務として、経営の基本方針等の策定、内部統制の統括、経営者に対する監督（指名と報酬）についての透明性と実効性をより一層高め、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。

また、新設のコーポレートガバナンス部は、取締役会事務局としての円滑な運営、取締役（会）のサポート体制の拡充を推進します。

データを活用した業務効率化の推進

DXの目的は、サステナブル経営の実現です。それは、持続的な企業価値の向上、変化への対応（適応）、生産性向上、人財育成、既存システムの老朽化対応、そして企業文化のルネッサンスまで興すことです。データを活用した業務効率化の推進により経営課題を解決するとともに、デジタル導入の成功をもって誰一人取り残さない企業能力改革を実践します。



DX推進委員会の発足

上記課題に対し、社長執行役員を委員長とするDX推進委員会を発足し、経営企画本部長がリーダーの下、各本部DX課題の解決について部門横断的に全員参加の組織形態で意欲的な改革に取り組みます。



(右) DX推進委員長 福井 正一
(左) DX推進リーダー 尾西 輝昭

(ご参考)

◆株主還元の考え方

①資本効率（ROE）の向上を勘案した自己株式の取得・消却

株主還元の充実及び資本効率の向上を目的として、2021年11月30日付で、4,940,762株（消却前の発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合14.12%）の自己株式を消却（67億35百万円）いたしました。

さらに現在、取得株式総数150万株又は取得価額総額30億円を上限に自己株式の取得（15億75百万円）を継続しております。

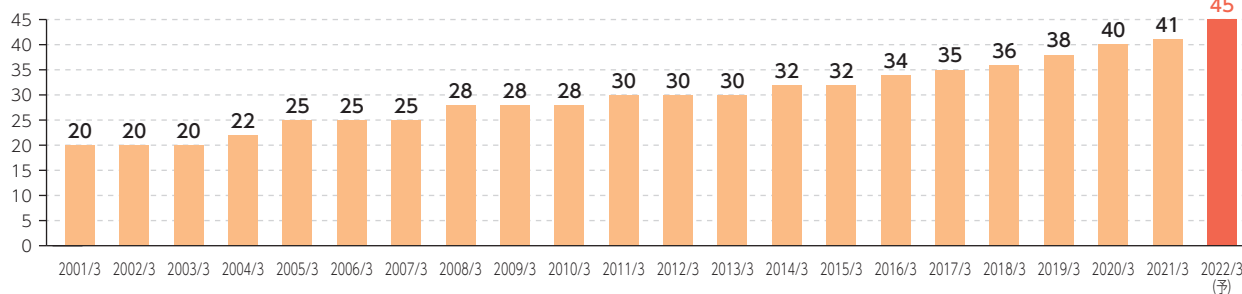
②配当性向40%以上の維持

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。収益性の向上と財務体質の強化に努め、着実に業績を向上させ、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを最重要課題のひとつとしております。

当面の配当方針につきましては、配当性向40%以上の維持を目標とし、株主の皆様のご期待に報いるよう努力してまいります。

③配当金の推移

1株当たり年間配当金（円）

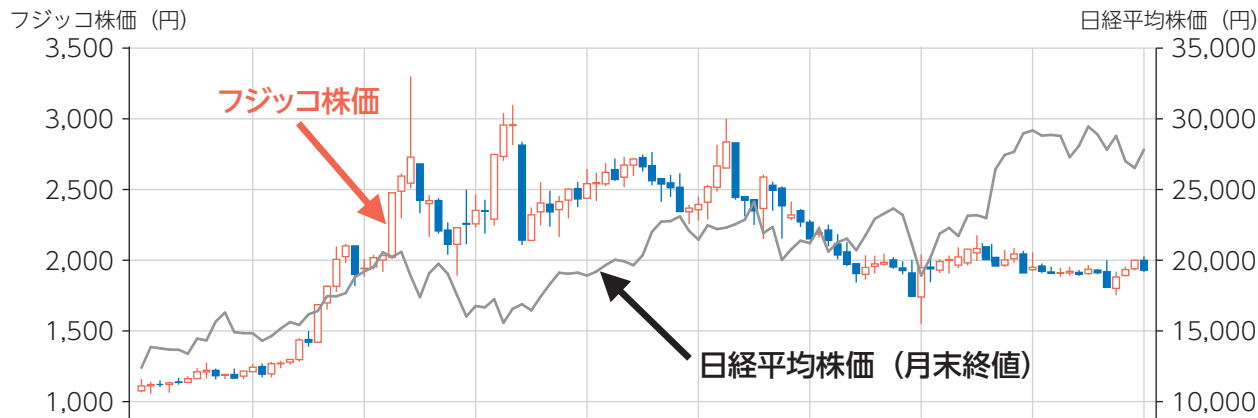


(ご参考)

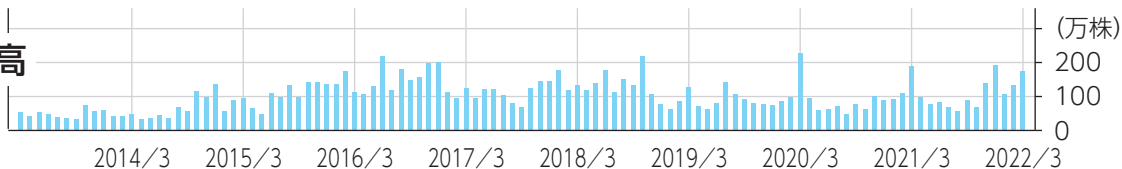
◆ IRインフォメーション

当社の株価と株主数の推移

● 株価



● 出来高



● 株主数



(ご参考)

◆株式分布状況 (2022年3月31日現在)

海外

149名・2,504千株 8.3%

九州地方

743名・179千株 0.6%

四国地方

547名・483千株 1.6%

中国地方

883名・265千株 0.9%

近畿地方

8,429名・14,605千株 48.6%

北海道地方

407名・103千株 0.3%

東北地方

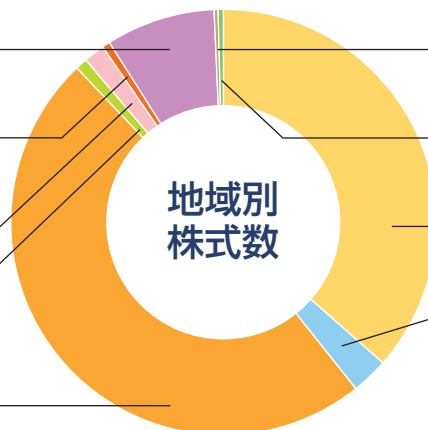
461名・107千株 0.4%

関東地方

9,691名・10,963千株 36.5%

中部地方

3,162名・836千株 2.8%



自己株式

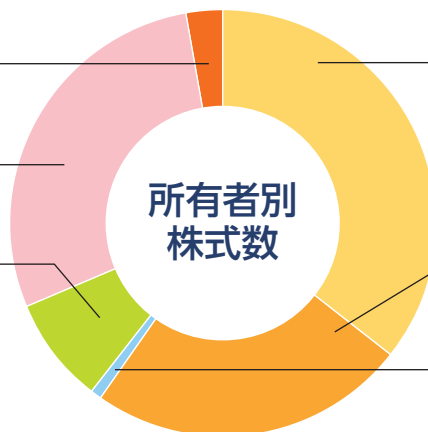
1名・818千株 2.7%

一般法人

232名・8,535千株 28.4%

外国法人等

148名・2,505千株 8.3%



個人・その他

24,046名・10,709千株 35.6%

金融機関

22名・7,235千株 24.1%

金融商品取引業者

23名・246千株 0.8%

(注) 記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

(ご参考)



サステナビリティに関する取り組み

フジッコ流・サステナブル経営



フジッコグループは、企業を取り巻く社会環境の変化や社会的課題を中長期的な視点で捉え、売上・利益の持続的発展（財務の視点）と社会的課題の解決（非財務の視点）を同時実現させることを目指し、フジッコ流・サステナブル経営の柱として“5つの健康”を打ち出しました。“5つの健康”は、健全経営、健康経営、健康提供、健康社会、地球健康であり、当グループはステークホルダーの満足度を向上させ社会から真に必要な「いい会社」となることを目指します。

5つの健康	“ニュー・フジッコ”の活動	SDGs 対応
健全経営	「スター商品」の拡販、生産性向上、保有資産の整理、自己株式消却・取得	
健康経営	残業ゼロ、有給休暇取得率 60% 以上の推奨、場所と時間から解放された働き方の柔軟性（DX の推進）	
健康提供	商品の付加価値アップ（おいしさ追求）、安心・安全の商品づくり、機能性表示食品	
健康社会	商品の付加価値アップ（食品ロス低減）、製販ロス改善、フードバンクへの支援、産地との協働（枯渇原料対策）	
地球健康	計画生産によるライン効率化（省エネ）、商品の付加価値アップ（食品ロス低減、プラ削減）	

(ご参考)

◆「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」認定

当グループでは、創業60周年を迎えた2021年3月期より、従業員が心身とも健康であることが仕事の生産性を高め、より良い経営に繋がるという「健康経営」を経営課題のひとつとして取り組むことを「健康企業宣言」として明文化しました。推進体制として、健康経営責任者である社長執行役員をトップとし、取締役会や経営執行会議で協議・報告を行いながら、従業員の健康維持・増進施策に取り組んでおります。具体的には、有給休暇取得率向上やフレックス制度等によるワークライフバランスの改善、健康診断の受診率向上に向けた取り組み、ストレスチェック集団分析によるメンタルヘルス研修の実施、健康に配慮した食堂メニューの提供等を実施しており、その結果、2022年3月には経済産業省が主催する「健康経営優良法人2022」に認定されました。



◆ダイバーシティ・健康経営の管理指標

	取り組み内容	現状 (2022年3月時点)	目標
ダイバーシティ	女性役員比率（社外取締役を含む。）	20.0%	30%（2025年）
	女性管理職比率（女性リーダー職比率）	7.0%（14.5%）	20%（2025年）
	中途採用比率（内、管理職比率）	19.0%（18.2%）	25%（2025年）
	障がい者雇用率	2.4%	2.3%（2023年） *法定雇用率
	男性育休取得率	22.2%	100%（2025年）
健康経営	総労働時間	1,950時間	1,900時間（2023年）
	月間平均残業時間	7.1時間	5時間（2023年）
	有給休暇取得率（付与日数対比）	80.6%	60%（2023年）
	健康診断受診率	99.2%	100%（2023年）

7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
フジッコNEWデリカ株式会社	90	100	米飯、そう菜、漬物類の製造及び販売
株式会社フーズパレット	90	100	中華惣菜の製造及び販売

(注) 当社は、2021年8月2日付でフジッコNEWデリカ株式会社を設立し、当社の日配惣菜の製造部門を独立させて連結子会社としました。

8. 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は惣菜製品、昆布製品、豆製品、ヨーグルト製品及びデザート製品を主体とした食品加工業を主な事業としております。

9. 主要な営業所及び工場(2022年3月31日現在)

1. 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	神戸市中央区
東京FFセンター	東京都文京区
西宮オフィス	兵庫県西宮市
札幌営業所	札幌市中央区
名古屋営業所	名古屋市天白区
広島営業所	広島市西区
福岡営業所	福岡市南区

名称	所在地
北海道工場	北海道千歳市
関東工場	埼玉県加須市
東京工場	千葉県船橋市
鳴尾工場	兵庫県西宮市
和田山工場	兵庫県朝来市
浜坂工場	兵庫県美方郡
境港工場	鳥取県境港市

2. 子会社の主要な営業所及び工場

フジッコNEWデリカ株式会社

本社

神戸市中央区

工場

千葉県船橋市、横浜市緑区、兵庫県西宮市

株式会社フーズパレット

本社・工場

神戸市中央区

10. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

1. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,187名	19名減

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,299名（期末在籍者）を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
988名	155名減	40.9歳	17.2年

(注) 1. 上記従業員の他に臨時従業員592名（期末在籍者）を雇用しております。

2. 従業員数が当期に155名減少しておりますが、これは2021年8月2日付で当社の日配惣菜の製造部門を独立させてフジッコNEWデリカ株式会社を設立したことによるものです。

11. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

金融機関等からの借入金はありません。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 108,000,000株

2. 発行済株式の総数 30,050,759株

(注) 1. 2021年11月に自己株式4,940,762株の消却を行いました。
2. 発行済株式の総数には、自己株式818,124株が含まれております。

3. 株主数 24,472名

4. 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社 ミニマル興産	6,194	21.18
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,133	10.71
福井正一	1,021	3.49
株式会社三菱UFJ銀行	895	3.06
住友生命保険相互会社	854	2.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	581	1.98
日本生命保険相互会社	550	1.88
株式会社三井住友銀行	494	1.69
フジッコ従業員持株会	402	1.37
繁畑友章	365	1.24

(注) 1. 当社は、自己株式818,124株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式818,124株を控除して計算しております。
なお、当該自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が保有する当社株式89,400株は含まれておりません。

3. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から、2018年4月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2018年4月9日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2022年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、前記4. 大株主の記載は株主名簿によっております。

大量保有者	保有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する 保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	895	2.97
三菱UFJ信託銀行株式会社	857	2.85
三菱UFJ国際投信株式会社	66	0.22
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	62	0.20
合 計	1,880	6.25

5. 当事業年度中に取締役（取締役であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、2021年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月31日までに自己株式818,100株の取得を行いました。この結果、当事業年度において、自己株式が15億75百万円増加しております。
2. 当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末日（2022年3月31日現在）に「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が保有する当社株式数は89,400株であります。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	福井正一	
取締役専務執行役員	石田吉隆	
取締役上席執行役員	荒田和幸	生産本部長
取締役上席執行役員	寺嶋浩美	イノベーション・ガバナンス・人財領域担当
社外取締役	渡邊正太郎	公益社団法人経済同友会終身幹事
社外取締役	小瀬昉	ハウス食品グループ本社株式会社会長、 一般財団法人食品産業センター会長
社外取締役	池田純子	
取締役（常勤監査等委員）	藤澤明	
社外取締役（監査等委員）	石田昭	株式会社京写社外監査役

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）曳野孝氏は、2022年3月5日に逝去されたことにより、退任いたしました。
2. 社外取締役（監査等委員）曳野孝氏は、京都大学経営管理大学院特命教授、コッチ大学管理科学・経済学部併任教授を兼職しておりました。
3. 取締役渡邊正太郎氏、小瀬昉氏、池田純子氏及び石田昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、4氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役渡邊正太郎氏、小瀬昉氏、石田昭氏及び曳野孝氏の4氏が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 監査等委員石田昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社の監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、藤澤明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 当事業年度中の取締役の異動

1. 就任

2021年6月23日開催の第61回定時株主総会において、寺嶋浩美氏及び池田純子氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

2. 退任

2021年6月23日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役籠谷一徳氏、常務取締役山田勝重氏は退任いたしました。

社外取締役（監査等委員）曳野孝氏は、2022年3月5日に逝去されたことにより、退任いたしました。

3. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
福井正一	代表取締役社長執行役員	代表取締役社長	2021年6月23日
石田吉隆	取締役専務執行役員	常務取締役	2021年4月26日
荒田和幸	取締役上席執行役員 生産本部長	取締役上席執行役員 コア事業本部長 兼マーケティング推進部長	2022年3月1日
寺嶋浩美	取締役上席執行役員 イノベーション・ガバナンス・ 人財領域担当	取締役上席執行役員 人財コーポレート本部長	2022年3月1日

4. 当事業年度末日後の取締役の異動

氏名	新	旧	異動年月日
上谷佳宏	社外取締役（監査等委員）	—	2022年4月11日

(注) 2022年3月5日に社外取締役（監査等委員） 曳野孝氏が逝去により退任したことに伴い、監査等委員である取締役の法定員数を欠くこととなったため、神戸地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者の選任の申立てを行い、2022年4月11日に同裁判所の決定により上谷佳宏氏が選任され就任いたしました。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社であるフジッコNEWデリカ株式会社及び株式会社フーズパレットの取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社の負担としております。

6. 取締役の報酬等の総額等

1. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の額			計 (百万円)
		基本報酬 (百万円)	業績連動報酬等 (百万円)	非金銭報酬等 (百万円)	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	9 (3)	120 (28)	— (—)	— (—)	120 (28)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	33 (15)	— (—)	— (—)	33 (15)
合 計	12	153	—	—	153

- (注) 1. 上記には、2021年6月23日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2022年3月5日に逝去により退任した社外取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
3. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く。)の人数は7名、監査等委員である取締役の人数は2名であります。
4. 上記のうち、社外取締役5名に対する報酬は44百万円であります。
5. 業績連動報酬等、非金銭報酬等は、取締役の報酬等として設定しておりません。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 当該株主総会の決議の日

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等についての株主総会の決議の日
2021年6月23日開催の第61回定時株主総会
- ② 監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議の日
2016年6月22日開催の第56回定時株主総会

(2) 当該定めの内容の概要

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額
年額2億円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内)
- ② 監査等委員である取締役の報酬等の額
年額4千万円以内

(3) 当該定めに係る会社役員の数

- ① 監査等委員である取締役以外の取締役 7名(うち社外取締役は3名)
- ② 監査等委員である取締役 3名

(ご参考)

上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2016年6月22日開催の第56回定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円と定めております。この定めにかかる会社役員の数数は9名であります。

なお、現在、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、支給しない方針としております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を決議しております。

① 基本方針

当社では、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、人事報酬委員会を設置しております。取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は以下のとおりであります。

（報酬の方針）

取締役の報酬決定の方針は、業務執行、非業務執行及び社内、社外を問わず、全て「基本給」をベースとして金銭にて支払うこととする。

今後の業績連動報酬の導入等の改定を含む取締役の報酬の制度設計は、人事報酬委員会で検討のうえ、株主総会で決議された総額の範囲で、取締役会の決議により決定するものとする。

② 個人別の基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針とその決定方法を含む。）

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続は以下のとおりであります。

（報酬決定の手続）

個々の取締役の月例の報酬に関しては、前段で記した報酬の決定方針に基づき、人事報酬委員会において職位等を鑑みながら検討のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会の決議により決定するものとする。

4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、人事報酬委員会が、株主総会で決議された総額の範囲内において報酬決定方針も勘案し検討のうえまとめた意見に基づいていることから、取締役会もその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

7. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

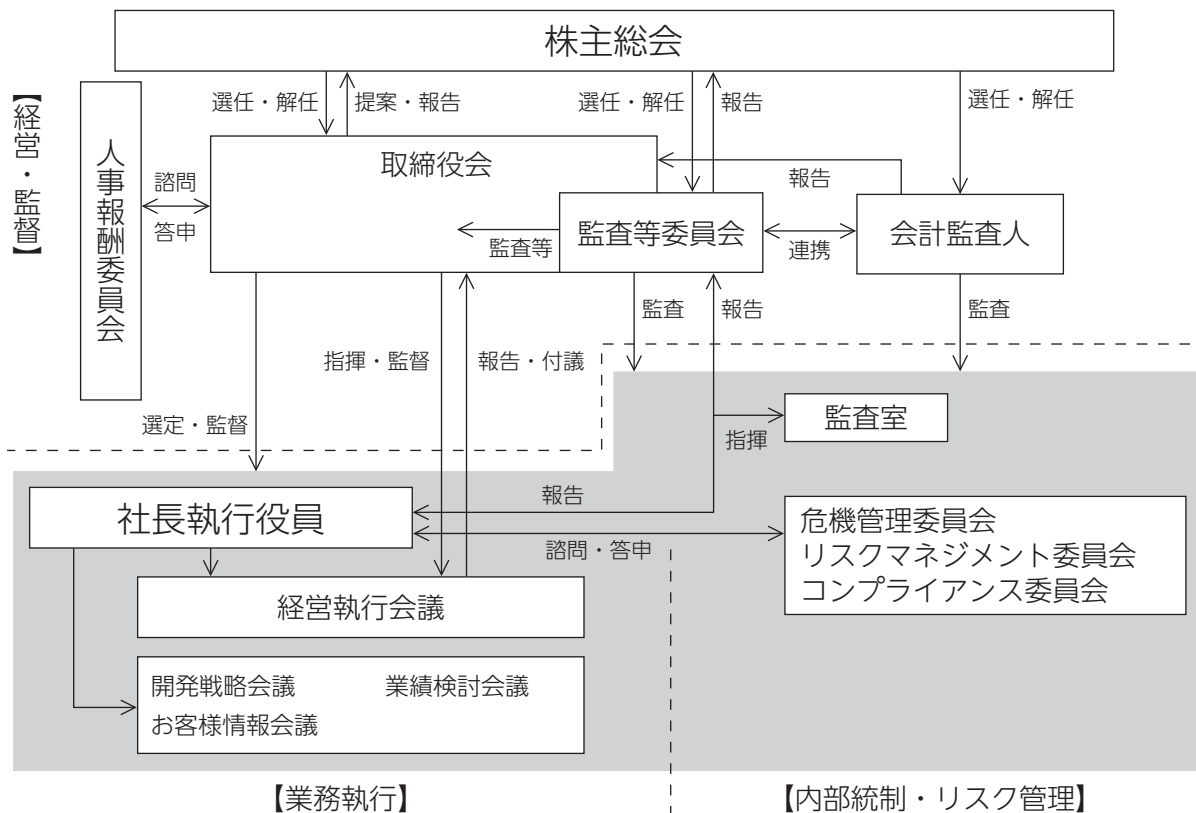
区分	氏名	主な活動状況
取締役	渡邊 正太郎	当期開催の取締役会14回全てに出席し、独立社外取締役として、また経営者の見地及び財界での幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。“ニュー・フジッコ”の経営改革について積極的なご意見をいただきました。なお、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する人事報酬委員会委員として、当事業年度開催の委員会の全て（11回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
取締役	小瀬 昉	当期開催の取締役会14回全てに出席し、独立社外取締役として、また食品業界での豊富な経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。今後の事業部の運営等について貴重なご意見をいただきました。
取締役	池田 純子	就任後開催の取締役会12回全てに出席し、独立社外取締役として、またPR（パブリックリレーションズ）・広報業界での豊富な経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。広報体制のあり方等について貴重なご意見をいただきました。
監査等委員である取締役	石田 昭	当期開催の取締役会14回全て、監査等委員会12回全てに出席し、独立社外取締役として、また長年の監査経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。上場会社の取締役会等の責務について示唆に富むご意見をいただきました。
監査等委員である取締役	曳野 孝	2022年3月5日に逝去されたことにより、退任いたしました。在任中開催の取締役会12回全て、監査等委員会11回全てに出席し、独立社外取締役として、また経営戦略に関する高い見識、豊富な経験、客観的な視点からの発言を行っております。なお、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する人事報酬委員会委員として、在任中開催の当事業年度開催の委員会の全て（10回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。

8. コーポレート・ガバナンスに関する事項

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）の皆様からの期待と信頼に応えるため、法令を遵守し、倫理観を持って企業の社会的責任を果たすこと、また、迅速で正確な情報把握と意思決定及び適時な情報開示を行い、事業活動を通して適切な利益を確保し、フジッコブランドの強化、資産の有効活用を通して、企業価値を高めていくことであります。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制



2. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。併せて、独立社外取締役の選任を通じて業務執行を適切に監督する機能を強化していること、また執行役員制度を採用していることにより、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図り、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

当社は企業統治の体制として、株主総会、取締役会、代表取締役、監査等委員会、会計監査人を設置しております。会社法上の法定の機関の他に、経営執行会議、人事報酬委員会、危機管理委員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、監査室等を設置しております。

3. 社外役員の独立性

当社は、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監督する観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材を社外取締役とする方針としております。さらに、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外取締役を独立役員に指定しております。

(独立性判断基準)

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (4) 最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
 - (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族
 1. (1)から(4)までに掲げる者
 2. 当社又は当社の子会社の業務執行者
 3. 最近1年間において、2に該当していた者
- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

4. 取締役候補者の指名並びに取締役の報酬に関する方針と手続

当グループは、これまで取締役が担う経営と執行の実態を踏まえ、取締役が経営に従事し、執行部分を執行役員に委譲するうえで取締役の減員を段階的に進め、取締役会において取締役候補者の指名並びに取締役の報酬等について少数で透明・公正かつ十分な議論・意見交換ができる環境整備に取り組んでまいりました。さらに、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、人事報酬委員会を設置しております。

(取締役候補者の指名の方針)

以下の「フジッコ流サクセッションプラン」4つの考え方にに基づき、取締役会全体のバランスを配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の員数は、定款で定める9名以内の適切な人数とする。

4つの考え方

- (1) トップの意思決定、指示の集中力を高める（方針の一本化）
- (2) 経営陣を多様な価値観を持つ層で形成する（ダイバーシティの進化）
- (3) 質の高いガバナンス体制をつくる（ガバナンスも生産性を重視）
- (4) 取締役の就任期間が長くなることで「停滞感」を生まないようにするため、トップ人事は、イノベーティブな発信を行う

(取締役候補者の指名の手続)

独立社外取締役、独立社外取締役監査等委員、代表取締役を含む社内取締役で構成する人事報酬委員会において指名の方針に基づいて選定された取締役候補者案を取締役会において承認し、取締役候補者については株主総会に議案として上程され、採決を受けるものとする。

また、会社法第344条の2第1項に基づき、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出する場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

(取締役の報酬に関する方針)

【B6 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】に記載しております。

(監査等委員会の意見)

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任及び報酬について、上記に記載の方針及び手続が適切になされていることを確認しております。

5. 政策保有株式の保有方針

当社は、取引関係がなく安定株主の形成等を目的とした、いわゆる「持ち合い株式」を保有しておらず、また、今後も保有いたしません。それゆえ、政策保有株式について、取引の関係維持・強化など保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

政策保有株式の保有継続の可否については、当社の安定的な企業価値向上に資するか否かの定性的な観点のほか、評価差益や配当収益等の定量的な観点も踏まえ、毎年取締役会で審議しております。2021年度は審議の結果、一部保有株式を売却いたしました。

また、政策保有株式の議決権行使は、その議案が発行会社の持続的成長に資するかどうか、株主利益を尊重した適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築が進んでいるかどうか、また株主利益を軽視する事態が発生した場合はコーポレート・ガバナンスの改善に資する内容であるかどうかなどを総合的に勘案して行ってまいります。

6. 取締役会の実効性評価

各取締役は自己の判断において業務執行確認書を記載し、監査等委員会に提示しております。取締役会の取締役による自己評価を実施し、その結果を集計して社外取締役と協議を行い、取締役会の運営を改善する体制を取っております。当社は、2022年2月～3月に取締役を対象に取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりであります。

(評価の実施方法)

取締役全員に対するアンケート（全4区分・記述式）の実施（2022年2月）

全取締役による自己評価結果の共有と課題の抽出（2022年2月）

今後の改善方向の確認（2022年3月）

(評価結果の概要)

当社取締役会としては、上記を踏まえて議論した結果、全ての区分において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会は有効であったと評価いたしました。

(1) 取締役会の構成

人事報酬委員会を主体として、“ニュー・フジッコ”の経営改革の完遂と成長戦略への復活のための2022年度の組織・人事の改編を行いました。

取締役会は、取締役のスキル・マトリックスの開示を通じて、ジェンダーや職歴、年齢、在任期間の面を含む多様性と適正規模を両立させる構成について継続して検討します。

(2) 取締役会の運営

取締役会の資料は、サマリー形式の資料添付など、改善がみられました。議長の時間管理とともに、独立社外取締役からの有意義な意見、提案を引き出すため、取締役執行役員の説明及び資料の工夫を図ります。

また、前月の取締役会において翌月の取締役会議題の内容と論点等について事前共有し、資料配付後の事前質問が円滑にできる環境を整備します。

(3) 取締役会の議題

“ニュー・フジッコ”の経営改革について、工場運営の改革内容の決議、改革項目の進捗確認を実施しました。また、株主還元政策として、配当方針の決定と開示、増配、自己株式の消却と取得について決議しました。

経営の基本方針等の策定についての議題の拡充が課題であり、新・中期3か年計画の進捗確認と軌道修正、事業ポートフォリオの再編、資本効率と株主政策、DXの推進等の議論を深めるなど、企業価値向上のための議題として年間スケジュールを作成します。

(4) 取締役会を支える体制について

新設のコーポレートガバナンス部は、取締役会事務局を担当し、サポート体制の拡充とともに、独立社外取締役の窓口として、会社の基本情報、今般の業績と課題等の共有を目的とした情報交換会を個別に毎月開催します。

「社外取締役ミーティング」として監査等委員である取締役以外の独立社外取締役と社長執行役員とのミーティングを年間2回開催することについて決定しました。なお、「監査等委員ミーティング」として監査等委員と社長執行役員、専務執行役員とのミーティングはこれまでどおり年間2回の開催を継続します。

当社取締役会は、今回の実効性評価に基づく課題に対し、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

7. 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニング等は、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新等を目的とし、自ら研鑽するのを補完することを原則として認識しております。

当社は、取締役並びに執行役員には、社外のセミナーの出席や外部講師を招いての勉強会の実施等を通して必要な知識取得とスキルアップをサポートする方針です。

これまで、取締役並びに執行役員のトレーニングとして、外部講師を招いて「取締役の義務と責任」「企業価値向上」「SDGsとESG投資」「インサイダー取引」の勉強会の開催、業務執行取締役等を対象としたMBA外部集合研修を実施いたしました。

また、2021年度は取締役全員でコーポレート・ガバナンス勉強会を開催し、上場会社の取締役会等の責務について改めて理解を深めました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,877
現金及び預金	12,778
売掛金	8,901
商品及び製品	1,145
仕掛品	245
原材料及び貯蔵品	8,499
その他の流動資産	308
貸倒引当金	△1
固定資産	48,259
有形固定資産	42,398
建物及び構築物	17,189
機械装置及び運搬具	11,367
工具器具及び備品	603
土地	13,190
建設仮勘定	46
無形固定資産	356
投資その他の資産	5,504
投資有価証券	3,611
繰延税金資産	692
その他の投資等	1,206
貸倒引当金	△5
資産合計	80,136

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,577
買掛金	3,547
未払金	2,956
未払法人税等	701
未払消費税等	356
賞与引当金	483
預り金	78
その他の流動負債	453
固定負債	1,924
退職給付に係る負債	1,150
従業員株式給付引当金	38
その他の固定負債	735
負債合計	10,502
純資産の部	
株主資本	68,717
資本金	6,566
資本剰余金	1,006
利益剰余金	62,873
自己株式	△1,728
その他の包括利益累計額	916
その他有価証券評価差額金	957
退職給付に係る調整累計額	△40
純資産合計	69,634
負債・純資産合計	80,136

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		55,074
売上原価		36,935
売上総利益		18,139
販売費及び一般管理費		14,986
営業利益		3,152
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	204	
受取賃貸料	66	
売電収入	49	
その他の営業外収益	85	406
営業外費用		
支払利息	0	
賃貸費用	24	
売電費用	21	
その他の営業外費用	5	52
経常利益		3,506
特別利益		
固定資産売却益	110	
投資有価証券売却益	521	
国庫補助金等収入	65	696
特別損失		
固定資産処分損	440	
減損損失	636	1,077
税金等調整前当期純利益		3,126
法人税、住民税及び事業税	1,298	
法人税等調整額	△287	1,010
当期純利益		2,115
親会社株主に帰属する当期純利益		2,115

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,048
現金及び預金	12,454
売掛金	8,725
商品及び製品	1,123
仕掛品	236
原材料及び貯蔵品	8,164
前払費用	160
未収入金	843
その他の流動資産	343
貸倒引当金	△2
固定資産	48,444
有形固定資産	41,639
建物	16,140
構築物	1,041
機械装置	11,316
車両運搬具	9
工具器具及び備品	587
土地	12,497
建設仮勘定	46
無形固定資産	352
特許権	3
商標権	13
ソフトウェア	225
その他の無形固定資産	110
投資その他の資産	6,452
投資有価証券	3,395
関係会社株式	332
関係会社長期貸付金	890
長期前払費用	85
繰延税金資産	641
その他の投資等	1,112
貸倒引当金	△5
資産合計	80,493

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,939
買掛金	4,307
未払金	2,871
未払費用	143
未払法人税等	633
未払事業所税	54
未払消費税	285
賞与引当金	415
預り金	58
その他の流動負債	169
固定負債	1,835
退職給付引当金	1,060
従業員株式給付引当金	38
その他の固定負債	735
負債合計	10,774
純資産の部	
株主資本	68,762
資本金	6,566
資本剰余金	1,006
資本準備金	1,006
利益剰余金	62,917
利益準備金	635
その他利益剰余金	62,281
別途積立金	34,340
繰越利益剰余金	27,941
自己株式	△1,728
評価・換算差額等	956
その他有価証券評価差額金	956
純資産合計	69,719
負債・純資産合計	80,493

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		53,260
売上原価		36,684
売上総利益		16,575
販売費及び一般管理費		13,469
営業利益		3,106
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	204	
受取賃貸料	227	
売電収入	49	
その他の営業外収益	77	560
営業外費用		
支払利息	0	
賃貸費用	179	
売電費用	21	
その他の営業外費用	2	203
経常利益		3,463
特別利益		
固定資産売却益	110	
投資有価証券売却益	521	
国庫補助金等収入	65	696
特別損失		
固定資産処分損	435	
減損損失	636	1,072
税引前当期純利益		3,088
法人税、住民税及び事業税	1,229	
法人税等調整額	△254	974
当期純利益		2,113

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

フジッコ株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高崎充弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジッコ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジッコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

フジッコ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高崎充弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジッコ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役へ報告及び説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

フジッコ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 藤 澤 明 ㊞

監査等委員 石 田 昭 ㊞

監査等委員 上 谷 佳 宏 ㊞

(注) 監査等委員 石田 昭及び上谷 佳宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

監査等委員 上谷 佳宏は、2022年4月11日に就任いたしましたので、第62期事業年度の取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査等委員から説明を受け、重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.



株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
期末配当金 受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 同 連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.fujicco.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。)

ご 注 意

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。
口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記の連絡先にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場 ご案内図

最寄駅のご案内

ポータライナー 「市民広場駅」 下車徒歩約3分

- ※ ポータライナー「三宮駅」からお越しの際は、神戸空港行・北埠頭行のいずれにご乗車いただいても結構です。
- ※ 専用駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

お土産のご用意及び商品展示会はございません。何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議決権の行使は、書面、又はスマートフォン等によるインターネット等でのご行使が可能です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ぜひご活用ください。

フジッコ株式会社

<https://www.fujicco.co.jp/>

日時

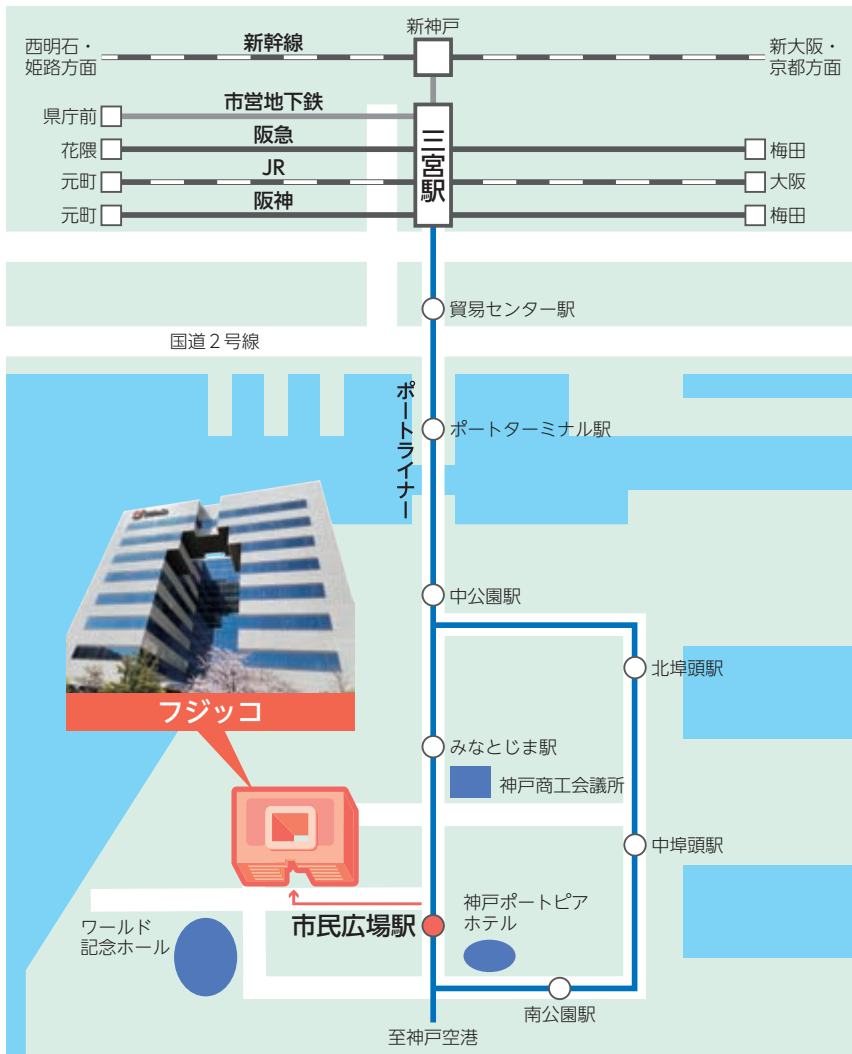
2022年6月23日（木曜日）午前10時

（受付開始 午前9時）

会場

当社 2階FFホール

神戸市中央区港島中町6丁目13番地4 電話 078-303-5911



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。